

お客さま 各位

普通預金等通帳における未記帳明細の取扱い変更について

平素は、格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

今般、当金庫では、普通預金等のお取引にかかる未記帳明細の取扱いにつきまして、下記のとおり変更させていただきます。

今後とも、お客さまへのサービス向上に努めてまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関しご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお取引店までお問い合わせください。

記

1. 変更内容

変更後のお取り扱い	未記帳明細が80件以上となった口座について、翌日（土曜日を除く）に未記帳明細の取りまとめを行い、「通帳未記入取引明細のお知らせ（結果分）」として取りまとめを行った明細を送付いたします。
変更前のお取り扱い	未記帳明細が80件以上となった口座について、毎月事前に「通帳未記入取引明細のお知らせ」により取りまとめ予定の取引明細を送付させていただき、集約日までに記帳されなかった口座について、未記帳明細の取りまとめを行っています。

2. 取扱変更日

令和4年11月13日（日）

3. ご注意

未記帳明細の集約後に通帳記帳を行った場合、集約対象明細の合計値が記帳され、個々のお取引明細は記帳されませんので、お取引明細の記帳が必要なお客さまは、定期的な記帳をお願いいたします。

以上